

平成30年度

小金井市国民健康保険特別会計予算説明資料

1	国民健康保険特別会計当初予算比較	1
2	国民健康保険加入世帯数・被保険者数の推移	5
3	保険給付費・国民健康保険事業費納付金の推移	6
4	小金井市国民健康保険税改定内容(案)総括表	7
5	国民健康保険税算定表	9
6	国民健康保険税(全体分)調定額・収入額等調書	13
7	国民健康保険税の改定に係る世帯例別一覧	14
8	平成30年度税制改正に伴う国民健康保険税収入への影響額等について	16
9	世帯モデル別国民健康保険税賦課限度額に到達するまでの目安	18
10	小金井市国民健康保険税税率改定状況	19
11	小金井市国民健康保険税条例の一部改正について(諮問)・(答申)	20
12	小金井市国民健康保険税条例の一部改正について【賦課限度額】(諮問)・(答申)	23
13	国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し	25
14	データヘルス事業の概要	26
15	国民健康保険事業運営基金現在高	27

1 国民健康保険特別会計当初予算比較

(歳入)

単位：千円、%

款	項	目	節	細説	平成28年度	平成29年度	平成30年度	増減額 (29年度・30年度)	増減率 (29年度・30年度)
1	国民健康保険税				2,704,683	2,613,636	2,421,623	△ 192,013	△ 7.3
1	国民健康保険税				2,704,683	2,613,636	2,421,623	△ 192,013	△ 7.3
1	一般被保険者国民健康保険税				2,616,626	2,565,246	2,402,939	△ 162,307	△ 6.3
1	医療給付費分現年課税分				1,538,479	1,536,756	1,471,628	△ 65,128	△ 4.2
2	後期高齢者支援金分現年課税分				634,494	632,373	595,171	△ 37,202	△ 5.9
3	介護納付金分現年課税分				254,613	235,088	226,117	△ 8,971	△ 3.8
4	医療給付費分滞納繰越分				119,874	97,097	68,933	△ 28,164	△ 29.0
5	後期高齢者支援金分滞納繰越分				48,603	44,310	27,952	△ 16,358	△ 36.9
6	介護納付金分滞納繰越分				20,563	19,622	13,138	△ 6,484	△ 33.0
2	退職被保険者等国民健康保険税				88,057	48,390	18,684	△ 29,706	△ 61.4
1	医療給付費分現年課税分				46,331	25,478	9,469	△ 16,009	△ 62.8
2	後期高齢者支援金分現年課税分				19,279	10,621	3,742	△ 6,879	△ 64.8
3	介護納付金分現年課税分				18,607	9,706	3,459	△ 6,247	△ 64.4
4	医療給付費分滞納繰越分				2,163	1,477	1,182	△ 295	△ 20.0
5	後期高齢者支援金分滞納繰越分				981	651	445	△ 206	△ 31.6
6	介護納付金分滞納繰越分				696	457	387	△ 70	△ 15.3
2	使用料及び手数料				2	2	2	0	0.0
1	手数料				2	2	2	0	0.0
1	総務手数料				2	2	2	0	0.0
3	国庫支出金				2,123,821	2,169,906	71	△ 2,169,835	△ 100.0
1	国庫補助金				18,000	31,614	71	△ 31,543	△ 99.8
1	災害臨時特例補助金				0	0	71	71	皆増
0	財政調整交付金				18,000	24,000	0	△ 24,000	皆減
0	システム開発費等補助金				0	7,614	0	△ 7,614	皆減
0	国庫負担金				2,105,821	2,138,292	0	△ 2,138,292	皆減
0	療養給付費等負担金				2,016,884	2,031,415	0	△ 2,031,415	皆減
0	現年度分				2,016,883	2,031,414	0	△ 2,031,414	皆減
0	療養給付費負担金				1,379,260	1,395,895	0	△ 1,395,895	皆減
0	後期高齢者支援金負担金				450,963	449,705	0	△ 449,705	皆減
0	介護納付金負担金				186,660	185,814	0	△ 185,814	皆減
0	過年度分				1	1	0	△ 1	皆減
0	高額医療費共同事業負担金				69,613	88,318	0	△ 88,318	皆減
0	特定健康診査等負担金				19,324	18,559	0	△ 18,559	皆減
4	都支出金				781,386	856,330	6,824,593	5,968,263	697.0
1	都補助金				692,449	749,453	6,824,593	6,075,140	810.6
1	都補助金				70,000	100,000	38,214	△ 61,786	△ 61.8
2	保険給付費等交付金				0	0	6,786,379	6,786,379	皆増
1	普通交付金				0	0	6,618,558	6,618,558	皆増
2	特別交付金				0	0	167,821	167,821	皆増
1	国民健康保険保険者努力支援交付金				0	0	40,175	40,175	皆増
2	特別調整交付金(市町村分)				0	0	13,620	13,620	皆増
3	都繰入金(2号分)				0	0	77,000	77,000	皆増
4	特定健康診査等負担金				0	0	37,026	37,026	皆増
0	財政調整交付金				622,449	649,453	0	△ 649,453	皆減
0	都負担金				88,937	106,877	0	△ 106,877	皆減
0	高額医療費共同事業負担金				69,613	88,318	0	△ 88,318	皆減
0	特定健康診査等負担金				19,324	18,559	0	△ 18,559	皆減

5	財産収入	16	14	12	△ 2	△ 14.3
1	財産運用収入	16	14	12	△ 2	△ 14.3
1	1 利子及び配当金	16	14	12	△ 2	△ 14.3
6	繰入金	1,513,138	1,533,554	1,285,120	△ 248,434	△ 16.2
1	他会計繰入金	1,493,138	1,483,554	1,280,120	△ 203,434	△ 13.7
1	1 一般会計繰入金	1,493,138	1,483,554	1,280,120	△ 203,434	△ 13.7
1	1 保険基盤安定繰入金	400,988	387,184	381,277	△ 5,907	△ 1.5
2	2 職員給与費等繰入金	165,150	174,970	160,243	△ 14,727	△ 8.4
3	3 出産育児一時金等繰入金	42,000	36,400	33,600	△ 2,800	△ 7.7
4	4 その他一般会計繰入金	885,000	885,000	705,000	△ 180,000	△ 20.3
2	2 基金繰入金	20,000	50,000	5,000	△ 45,000	△ 90.0
1	1 国民健康保険事業運営基金繰入金	20,000	50,000	5,000	△ 45,000	△ 90.0
7	繰越金	1	1	1	0	0.0
1	1 繰越金	1	1	1	0	0.0
1	1 繰越金	1	1	1	0	0.0
8	諸収入	25,304	30,973	30,508	△ 465	△ 1.5
1	1 延滞金・加算金及び過料	20,152	25,152	25,152	0	0.0
1	1 延滞金	20,150	25,150	25,150	0	0.0
2	2 加算金	1	1	1	0	0.0
3	3 過料	1	1	1	0	0.0
2	2 雑入	5,152	5,821	5,356	△ 465	△ 8.0
1	1 過年度収入	1	1	1	0	0.0
2	2 第三者納付金	4,496	3,878	3,366	△ 512	△ 13.2
3	3 返納金	569	856	903	47	5.5
4	4 雑入	85	85	85	0	0.0
5	5 弁償金	1	1	1	0	0.0
6	6 高額療養費等資金貸付元金収入	0	1,000	1,000	0	0.0
0	療養給付費等交付金	235,275	157,938	0	△ 157,938	皆減
0	0 療養給付費等交付金	235,275	157,938	0	△ 157,938	皆減
0	0 療養給付費等交付金	235,275	157,938	0	△ 157,938	皆減
0	0 現年度分	235,274	157,937	0	△ 157,937	皆減
0	0 退職者医療給付費分	208,569	139,341	0	△ 139,341	皆減
0	0 後期高齢者支援金分	24,665	17,366	0	△ 17,366	皆減
0	0 退職者介護納付金分	2,040	1,230	0	△ 1,230	皆減
0	0 過年度分	1	1	0	△ 1	皆減
0	前期高齢者交付金	2,190,201	2,116,333	0	△ 2,116,333	皆減
0	0 前期高齢者交付金	2,190,201	2,116,333	0	△ 2,116,333	皆減
0	0 前期高齢者交付金	2,190,201	2,116,333	0	△ 2,116,333	皆減
0	0 現年度分	2,190,200	2,116,332	0	△ 2,116,332	皆減
0	0 過年度分	1	1	0	△ 1	皆減
0	共同事業交付金	2,818,724	2,880,049	0	△ 2,880,049	皆減
0	0 共同事業交付金	2,818,724	2,880,049	0	△ 2,880,049	皆減
0	0 共同事業交付金	2,818,724	2,880,049	0	△ 2,880,049	皆減
0	0 高額医療費共同事業交付金	298,504	346,890	0	△ 346,890	皆減
0	0 保険財政共同安定化事業交付金	2,520,220	2,533,159	0	△ 2,533,159	皆減
	歳入合計	12,392,551	12,358,736	10,561,930	△ 1,796,806	△ 14.5

(歳出)

単位：千円、%

款	項目	節	細説	平成28年度	平成29年度	平成30年度	増減額 (29年度・30年度)	増減率 (29年度・30年度)
1	総務費			176,541	195,017	173,518	△ 21,499	△ 11.0
	1	総務管理費		145,938	164,260	142,806	△ 21,454	△ 13.1
		1	一般管理費	143,837	161,711	139,987	△ 21,724	△ 13.4
		2	運営協議会費	1,026	1,504	1,236	△ 268	△ 17.8
		3	連合会負担金	1,075	1,045	1,583	538	51.5
	2	徴税费		30,603	30,757	30,712	△ 45	△ 0.1
		1	徴税费	30,603	30,757	30,712	△ 45	△ 0.1
2	保険給付費			7,097,765	6,955,190	6,682,876	△ 272,314	△ 3.9
	1	療養諸費		6,227,273	6,052,006	5,785,430	△ 266,576	△ 4.4
		1	一般被保険者療養給付費	5,902,045	5,806,221	5,619,810	△ 186,411	△ 3.2
		2	退職被保険者等療養給付費	201,429	130,493	53,675	△ 76,818	△ 58.9
		3	一般被保険者療養費	94,675	87,583	85,254	△ 2,329	△ 2.7
		4	退職被保険者等療養費	2,670	1,659	1,270	△ 389	△ 23.4
		5	審査支払手数料	26,454	26,050	25,421	△ 629	△ 2.4
	2	高額療養費		786,884	827,798	826,288	△ 1,510	△ 0.2
		1	一般被保険者高額療養費	753,131	806,037	818,004	11,967	1.5
		2	退職被保険者等高額療養費	33,393	21,369	7,894	△ 13,475	△ 63.1
		3	一般被保険者高額介護合算療養費	288	320	288	△ 32	△ 10.0
		4	退職被保険者等高額介護合算療養費	72	72	102	30	41.7
	3	移送費		57	57	57	0	0.0
		1	一般被保険者移送費	47	47	47	0	0.0
		2	退職被保険者等移送費	10	10	10	0	0.0
	4	出産育児諸費		67,532	58,528	54,026	△ 4,502	△ 7.7
		1	出産育児一時金	67,500	58,500	54,000	△ 4,500	△ 7.7
		2	支払手数料	32	28	26	△ 2	△ 7.1
	5	葬祭費		6,450	6,750	6,600	△ 150	△ 2.2
		1	葬祭費	6,450	6,750	6,600	△ 150	△ 2.2
	6	結核・精神医療給付金		9,569	10,051	10,475	424	4.2
		1	一般被保険者結核・精神医療給付金	9,369	9,972	10,408	436	4.4
		2	退職被保険者等結核・精神医療給付金	200	79	67	△ 12	△ 15.2
3	国民健康保険事業費納付金			0	0	3,537,295	3,537,295	皆増
	1	医療給付費分		0	0	2,446,817	2,446,817	皆増
		1	一般被保険者医療給付費分	0	0	2,439,500	2,439,500	皆増
		2	退職被保険者医療給付費分	0	0	7,317	7,317	皆増
	2	後期高齢者支援金等分		0	0	806,272	806,272	皆増
		1	一般被保険者後期高齢者支援金等分	0	0	803,713	803,713	皆増
		2	退職被保険者後期高齢者支援金等分	0	0	2,559	2,559	皆増
	3	介護納付金分		0	0	284,206	284,206	皆増
		1	介護納付金分	0	0	284,206	284,206	皆増

4	保健事業費	137,035	133,026	141,137	8,111	6.1
1	特定健康診査等事業費	109,261	102,343	113,906	11,563	11.3
1	特定健康診査等事業費	109,261	102,343	113,906	11,563	11.3
2	保健事業費	27,774	30,683	27,231	△ 3,452	△ 11.3
1	保健衛生普及費	27,774	30,683	27,231	△ 3,452	△ 11.3
5	基金積立金	16	14	12	△ 2	△ 14.3
1	基金積立金	16	14	12	△ 2	△ 14.3
1	基金積立金	16	14	12	△ 2	△ 14.3
6	公債費	201	201	201	0	0.0
1	公債費	201	201	201	0	0.0
1	利子	201	201	201	0	0.0
7	諸支出金	12,728	16,428	25,431	9,003	54.8
1	償還金及び還付金	12,728	16,428	25,431	9,003	54.8
1	一般被保険者保険税還付金	11,500	15,000	23,875	8,875	59.2
2	退職被保険者等保険税還付金	800	1,000	1,125	125	12.5
3	一般被保険者還付加算金	389	389	410	21	5.4
4	退職被保険者等還付加算金	38	38	20	△ 18	△ 47.4
5	償還金	1	1	1	0	0.0
8	予備費	21,414	19,827	1,460	△ 18,367	△ 92.6
1	予備費	21,414	19,827	1,460	△ 18,367	△ 92.6
1	予備費	21,414	19,827	1,460	△ 18,367	△ 92.6
0	後期高齢者支援金等	1,434,026	1,422,797	0	△ 1,422,797	皆減
0	後期高齢者支援金等	1,434,026	1,422,797	0	△ 1,422,797	皆減
0	後期高齢者支援金	1,433,925	1,422,696	0	△ 1,422,696	皆減
0	後期高齢者関係事務費拠出金	101	101	0	△ 101	皆減
0	前期高齢者納付金等	774	1,058	0	△ 1,058	皆減
0	前期高齢者納付金等	774	1,058	0	△ 1,058	皆減
0	前期高齢者納付金	676	960	0	△ 960	皆減
0	前期高齢者関係事務費拠出金	98	98	0	△ 98	皆減
0	老人保健拠出金	42	42	0	△ 42	皆減
0	老人保健拠出金	42	42	0	△ 42	皆減
0	老人保健医療費拠出金	1	1	0	△ 1	皆減
0	老人保健事務費拠出金	41	41	0	△ 41	皆減
0	介護納付金	583,312	580,670	0	△ 580,670	皆減
0	介護納付金	583,312	580,670	0	△ 580,670	皆減
0	介護納付金	583,312	580,670	0	△ 580,670	皆減
0	共同事業拠出金	2,928,697	3,034,466	0	△ 3,034,466	皆減
0	共同事業拠出金	2,928,697	3,034,466	0	△ 3,034,466	皆減
0	高額医療費拠出金	278,453	353,275	0	△ 353,275	皆減
0	保険財政共同安定化事業拠出金	2,649,946	2,680,901	0	△ 2,680,901	皆減
0	高額医療費共同事業事務費拠出金	144	140	0	△ 140	皆減
0	保険財政共同安定化事業事務費拠出金	144	140	0	△ 140	皆減
0	超高額医療費共同事業事務費拠出金	10	10	0	△ 10	皆減
	歳出合計	12,392,551	12,358,736	10,561,930	△ 1,796,806	△ 14.5

2 国民健康保険加入世帯数・被保険者数の推移

単位：世帯、人、%

		平成25 年度	増減率	平成26 年度	増減率	平成27 年度	増減率	平成28 年度	増減率	平成29 年度 (見込)	増減率	平成30 年度 (見込)	増減率
世帯数	総数	18,001	△ 0.2	17,927	△ 0.4	17,644	△ 1.6	17,226	△ 2.4	16,690	△ 3.1	16,293	△ 2.4
	一般	17,231	0.2	17,257	0.2	17,139	△ 0.7	16,912	△ 1.3	16,517	△ 2.3	16,207	△ 1.9
	退職	770	△ 8.3	670	△ 13.0	505	△ 24.6	314	△ 37.8	173	△ 44.9	86	△ 50.3
被保険者数	総数	27,999	△ 0.5	27,645	△ 1.3	26,869	△ 2.8	25,736	△ 4.2	24,588	△ 4.5	23,567	△ 4.2
	一般	26,492	△ 0.1	26,369	△ 0.5	25,916	△ 1.7	25,150	△ 3.0	24,272	△ 3.5	23,409	△ 3.6
	未就学児	739	2.9	687	△ 7.0	653	△ 4.9	617	△ 5.5	587	△ 4.9	547	△ 6.8
	就学児から 65歳未満	17,259	△ 2.3	16,844	△ 2.4	16,291	△ 3.3	15,608	△ 4.2	14,835	△ 5.0	14,023	△ 5.5
	前期高齢者 (65歳以上)	8,494	4.5	8,838	4.0	8,972	1.5	8,925	△ 0.5	8,850	△ 0.8	8,839	△ 0.1
	退職	1,507	△ 7.8	1,276	△ 15.3	953	△ 25.3	586	△ 38.5	316	△ 46.1	158	△ 50.0
	前期高齢者 (65歳以上)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	1,507	△ 7.8	1,276	△ 15.3	953	△ 25.3	586	△ 38.5	316	△ 46.1	158	△ 50.0
	介護第2号被保険者 (再掲)	10,295	△ 1.4	9,919	△ 3.7	9,520	△ 4.0	8,916	△ 6.3	8,321	△ 6.7	7,684	△ 7.7

※ 平成25年度から平成28年度までは年間平均世帯数、被保険者数実績

※ 退職世帯は退職被保険者のみの世帯を示す。

3 保険給付費・国民健康保険事業費納付金の推移

単位:人、千円、%

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	決算	前年比	決算	前年比	決算	前年比	決算	前年比	決算見込	前年比	当初予算	前年比
被保険者数	27,999	△ 0.5	27,645	△ 1.3	26,869	△ 2.8	25,736	△ 4.2	24,588	△ 4.5	23,567	△ 4.2
一般被保険者	26,492	△ 0.1	26,369	△ 0.5	25,916	△ 1.7	25,150	△ 3.0	24,272	△ 3.5	23,409	△ 3.6
未就学児	739	2.9	687	△ 7.0	653	△ 4.9	617	△ 5.5	587	△ 4.9	547	△ 6.8
就学児から65歳未満	17,259	△ 2.3	16,844	△ 2.4	16,291	△ 3.3	15,608	△ 4.2	14,835	△ 5.0	14,023	△ 5.5
65歳以上	8,494	4.5	8,838	4.0	8,972	1.5	8,925	△ 0.5	8,850	△ 0.8	8,839	△ 0.1
退職被保険者	1,507	△ 7.8	1,276	△ 15.3	953	△ 25.3	586	△ 38.5	316	△ 46.1	158	△ 50.0
保険給付費	6,494,088	2.9	6,637,120	2.2	6,650,559	0.2	6,576,497	△ 1.1	6,853,362	4.2	6,585,907	△ 3.9
療養給付費	5,725,522	3.1	5,824,765	1.7	5,829,081	0.1	5,725,971	△ 1.8	5,936,714	3.7	5,673,485	△ 4.4
一般	5,324,899	3.4	5,485,697	3.0	5,589,005	1.9	5,569,602	△ 0.3	5,806,221	4.2	5,619,810	△ 3.2
退職	400,623	△ 0.3	339,068	△ 15.4	240,076	△ 29.2	156,369	△ 34.9	130,493	△ 16.5	53,675	△ 58.9
療養費	102,810	△ 6.7	91,419	△ 11.1	88,534	△ 3.2	80,748	△ 8.8	89,242	10.5	86,524	△ 3.0
一般	96,724	△ 6.5	86,794	△ 10.3	85,361	△ 1.7	78,162	△ 8.4	87,583	12.1	85,254	△ 2.7
退職	6,086	△ 9.5	4,625	△ 24.0	3,173	△ 31.4	2,586	△ 18.5	1,659	△ 35.8	1,270	△ 23.4
高額療養費	665,756	2.8	720,936	8.3	732,944	1.7	769,778	5.0	827,406	7.5	825,898	△ 0.2
一般	610,333	2.5	668,018	9.5	696,311	4.2	742,902	6.7	806,037	8.5	818,004	1.5
退職	55,423	5.9	52,918	△ 4.5	36,633	△ 30.8	26,876	△ 26.6	21,369	△ 20.5	7,894	△ 63.1
国民健康保険事業費納付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,537,295	皆増
医療給付費分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,446,817	皆増
一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,439,500	皆増
退職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,317	皆増
後期高齢者支援金等分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	806,272	皆増
一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	803,713	皆増
退職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,559	皆増
介護納付金分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	284,206	皆増

4 小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表

(1) 医療分

① 改定内容

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	改定に伴う差 (C)-(A)
所得割額	5.50%	5.50%	5.50%	0.00%
均等割額	21,000円	26,000円	26,000円	5,000円
平等割額	6,600円	0円	0円	△ 6,600円
賦課限度額	540,000円	540,000円	580,000円	40,000円

② 改定額内訳（一般分+退職分）

（単位：千円）

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	影響額（増減額） (C)-(A)
所得割総額 ㉞	1,371,557	1,371,557	1,371,557	0
均等割総額 ㉟	486,104	601,841	601,841	115,737
平等割総額 ㊱	100,843	0	0	△ 100,843
低所得者軽減額 ㊲	127,251	128,179	129,683	2,432
賦課限度額超過額 ㊳	308,522	310,194	299,303	△ 9,219
端数調整額（100円未満切捨分等） ㊴	3,698	3,263	3,307	△ 391
調定見込額 (㉞+㉟+㊱) ㉞ - (㊲+㊳+㊴)	1,519,033	1,531,762	1,541,105	22,072
応能割応益割の構成比率	応能割64.43% 応益割35.57%	応能割63.81% 応益割36.19%	応能割64.05% 応益割35.95%	
低所得者軽減判定基準・賦課限度額改定に伴う医療分改定率 (A)・(C)列の比較	1.45%			

(2) 後期高齢者支援金分

① 改定内容

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	改定に伴う差 (C)-(A)
所得割額	1.95%	1.95%	1.95%	0.00%
均等割額	14,000円	14,000円	14,000円	0円
賦課限度額	190,000円	190,000円	190,000円	0円

② 改定額内訳（一般分+退職分）

（単位：千円）

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	影響額（増減額） (C)-(A)
所得割総額 ㉞	485,428	485,428	485,428	0
均等割総額 ㉟	323,479	323,479	323,479	0
低所得者軽減額 ㊲	68,895	68,895	69,716	821
賦課限度額超過額 ㊳	114,175	114,175	114,175	0
端数調整額（100円未満切捨分等） ㊴	1,847	1,847	1,856	9
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊲+㊳+㊴)	623,990	623,990	623,160	△ 830
応能割応益割の構成比率	応能割53.44% 応益割46.56%	応能割53.44% 応益割46.56%	応能割53.44% 応益割46.56%	
低所得者軽減判定基準・賦課限度額改定に伴う後期高齢者支援金分改定率 (A)・(C)列の比較	△ 0.13%			

(3) 介護分

① 改定内容

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	改定に伴う差 (C)-(A)
所得割額	1.90%	1.90%	1.90%	0.00%
均等割額	16,000円	16,000円	16,000円	0円
賦課限度額	160,000円	160,000円	160,000円	0円

② 改定額内訳 (一般分+退職分)

(単位:千円)

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	影響額 (増減額) (C)-(A)
所得割総額 ㊶	216,845	216,845	216,845	0
均等割総額 ㊷	121,141	121,141	121,141	0
低所得者軽減額 ㊸	24,456	24,456	24,839	383
賦課限度額超過額 ㊹	72,236	72,236	72,236	0
端数調整額 (100円未満 切捨分等) ㊺	256	256	261	5
調定見込額 (㊶+㊷) - (㊸+㊹+㊺)	241,038	241,038	240,650	△ 388
応能割・応益割の構成比率	応能割54.42% 応益割45.58%	応能割54.42% 応益割45.58%	応能割54.42% 応益割45.58%	
低所得者軽減判定基準・賦 課限度額改定に伴う介護分改 定率 (A)・(C)列の比較	△ 0.16%			

(4) 全体分

調定見込額の影響額、増減率

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)
調定見込額	2,384,061千円	2,396,790千円	2,404,915千円
応能割、応益割の 構成比率	応能割60.48% 応益割39.52%	応能割60.11% 応益割39.89%	応能割60.28% 応益割39.72%

	影響額 (増減額)	増減率
税率改定のみに伴う全体分の影響額、増減率 (A)列と(B)列の比較	12,729千円	0.53%
税制改正 (低所得者軽減判定基準及び賦課限度額改定)に伴う全体分の影響額、増減率 (B)列と(C)列の比較	8,125千円	0.34%
税率改定、税制改正 (低所得者軽減判定基準及び賦課限度額改定)に伴う 全体分の影響額、増減率 (A)列と(C)列の比較	20,854千円	0.87%

※税率改定、税制改正 (低所得者軽減判定基準及び賦課限度額改定)に伴う増収見込額は、おおむね19,866千円となる。

(A)列と(C)列の調定見込額の差による。

医療分と支援分の合計 {(1,541,105千円+623,160千円)-(1,519,033千円+623,990千円)} × 95.25% = 20,233千円

介護分 (240,650千円-241,038千円) × 94.60% = △367千円

全体分 20,233千円 (医療分+支援分) - 367千円 (介護分) = 19,866千円

95.25% : 医療分及び支援分の収入率 94.60% : 介護分の収入率

5 国民健康保険税算定表

平成29・30年度国民健康保険税算定表(全体分課税額 現年度分)

医療分・後期高齢者支援金分・介護分

(単位:千円)

	国民健康保険税算定額及び割合					法定 軽減額 (5)	課税限度額 を超える額 (6)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (7)	調定額 (4)-(5)-(6)-(7)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	平等割額 (3)	合計 (4) = (1)+(2)+(3)				
平成29年度決算見込									
一般	32,425,607	2,139,807	961,389	104,214	3,205,410	227,851	511,316	6,010	2,460,233
退職	549,231	30,897	12,973	677	44,547	2,904	7,146	19	34,478
全体	32,974,838	2,170,704	974,362	104,891	3,249,957	230,755	518,462	6,029	2,494,711
平成30年度予算									
一般	31,271,255	2,058,497	1,039,315	0	3,097,812	222,710	482,279	5,414	2,387,409
退職	274,616	15,333	7,146	0	22,479	1,528	3,435	10	17,506
全体	31,545,871	2,073,830	1,046,461	0	3,120,291	224,238	485,714	5,424	2,404,915

平成29・30年度国民健康保険税算定表(基礎課税額 現年度分)

(単位:千円)

	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合					法定 軽減額 (5)	課税限度額 を超える額 (6)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (7)	調定額 (4)-(5)-(6)-(7)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	平等割額 (3)	合計(4)= (1)+(2)+(3)				
平成29年度決算見込(所得割5.5%、均等割21,000円、平等割6,600円、限度額540,000円)									
一般	32,425,607	1,412,588	501,177	104,214	2,017,979	131,258	317,790	3,830	1,565,101
退職	549,231	18,513	5,538	677	24,728	1,331	4,089	7	19,301
全体	32,974,838	1,431,101	506,715	104,891	2,042,707	132,589	321,879	3,837	1,584,402
平成30年度予算(所得割5.5%、均等割26,000円、限度額580,000円)									
一般	31,271,255	1,362,416	598,413	0	1,960,829	128,952	297,397	3,304	1,531,176
退職	274,616	9,141	3,428	0	12,569	731	1,906	3	9,929
全体	31,545,871	1,371,557	601,841	0	1,973,398	129,683	299,303	3,307	1,541,105

※基準総所得金額の数値は、12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

平成29・30年度国民健康保険税算定表(後期高齢者支援金等課税額 現年度分)

(単位:千円)

	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合				法定 軽減額 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (6)	調定額 (3)-(4)-(5)-(6)
	基 準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3) = (1)+(2)				
平成29年度決算見込(所得割1.95%、均等割14,000円、限度額190,000円)								
一 般	32,425,607	499,993	333,509	833,502	71,035	117,604	1,912	642,951
退 職	549,231	6,470	3,686	10,156	777	1,516	5	7,858
全 体	32,974,838	506,463	337,195	843,658	71,812	119,120	1,917	650,809
平成30年度予算(所得割1.95%、均等割14,000円、限度額190,000円)								
一 般	31,271,255	482,193	321,636	803,829	69,323	113,417	1,853	619,236
退 職	274,616	3,235	1,843	5,078	393	758	3	3,924
全 体	31,545,871	485,428	323,479	808,907	69,716	114,175	1,856	623,160

※基準総所得金額の数値は、12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

平成29・30年度国民健康保険税算定表(介護納付金課税額 現年度分)

(単位:千円)

	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合				法定 軽減額 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (6)	調定額 (3)-(4)-(5)-(6)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計(3) = (1)+(2)				
平成29年度決算見込(所得割1.9%、均等割16,000円、限度額160,000円)								
一般	14,704,327	227,226	126,703	353,929	25,558	75,922	268	252,181
退職	497,325	5,914	3,749	9,663	796	1,541	7	7,319
全体	15,201,652	233,140	130,452	363,592	26,354	77,463	275	259,500
平成30年度予算(所得割1.9%、均等割16,000円、限度額160,000円)								
一般	13,841,183	213,888	119,266	333,154	24,435	71,465	257	236,997
退職	248,663	2,957	1,875	4,832	404	771	4	3,653
全体	14,089,846	216,845	121,141	337,986	24,839	72,236	261	240,650

※基準総所得金額の数値は、12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

6 国民健康保険税(全体分)調定額・収入額等調書

(単位:千円)

年 度	区分 内訳	現 年 度 分			過 年 度 分			現年度・過年度 小 計			滞 納 繰 越 分			合 計		
		収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額
		調定額	(%)		調定額	(%)		調定額	(%)		調定額	(%)		調定額	(%)	
平成 29年度 (決算見込)	一般分	2,346,385			26,409			2,372,794			136,423			2,509,217		
		2,460,233	95.37%	113,848	37,795	69.87%	11,386	2,498,028	94.99%	125,234	389,183	35.05%	252,760	2,887,211	86.91%	377,994
	退職分	32,970			32			33,002			2,278			35,280		
		34,478	95.63%	1,508	40	80.00%	8	34,518	95.61%	1,516	7,052	32.30%	4,774	41,570	84.87%	6,290
	合計	2,379,355			26,441			2,405,796			138,701			2,544,497		
		2,494,711	95.38%	115,356	37,835	69.89%	11,394	2,532,546	95.00%	126,750	396,235	35.00%	257,534	2,928,781	86.88%	384,284
平成 30年度 (予算)	一般分	2,272,466			20,450			2,292,916			110,023			2,402,939		
		2,387,409	95.19%	114,943	29,778	68.67%	9,328	2,417,187	94.86%	124,271	313,785	35.06%	203,762	2,730,972	87.99%	328,033
	退職分	16,649			21			16,670			2,014			18,684		
		17,506	95.10%	857	31	67.74%	10	17,537	95.06%	867	6,075	33.15%	4,061	23,612	79.13%	4,928
	合計	2,289,115			20,471			2,309,586			112,037			2,421,623		
		2,404,915	95.18%	115,800	29,809	68.67%	9,338	2,434,724	94.86%	125,138	319,860	35.03%	207,823	2,754,584	87.91%	332,961
差引	一般分	△ 73,919			△ 5,959			△ 79,878			△ 26,400			△ 106,278		
		△ 72,824		1,095	△ 8,017		△ 2,058	△ 80,841		△ 963	△ 75,398		△ 48,998	△ 156,239		△ 49,961
増減	退職分	△ 16,321			△ 11			△ 16,332			△ 264			△ 16,596		
		△ 16,972		△ 651	△ 9		2	△ 16,981		△ 649	△ 977		△ 713	△ 17,958		△ 1,362
	合計	△ 90,240			△ 5,970			△ 96,210			△ 26,664			△ 122,874		
		△ 89,796		444	△ 8,026		△ 2,056	△ 97,822		△ 1,612	△ 76,375		△ 49,711	△ 174,197		△ 51,323

7 国民健康保険税の改定に係る世帯例別一覧

改定：医療分（所得割5.5% 均等割26,000円 平等割廃止） 支援分（所得割1.95% 均等割14,000円）
介護分（所得割1.9% 均等割16,000円）

	No.1	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
		1-1	1-2	1-3	1-4
夫38歳 妻35歳 子7歳	世帯収入（下段は税改後の軽減上限目安）	夫給与 98万円以下	夫給与 188万円 夫給与 190万円	夫給与 283万円 夫給与 287万円	夫給与 350万円
	年税額（現行）	33,400円	115,800円 157,000円	198,700円 231,500円	256,100円
	年税額（改定後）	36,000円	120,000円	205,400円	264,500円
	年税額の上昇額	2,600円	4,200円	6,700円	8,400円
	年税額の上昇割合	7.78%	3.63%	3.37%	3.28%
	年税額（税制改正後）	36,000円	121,000円	207,500円	264,500円
	年税額の上昇額 （現行との比較）	2,600円	△ 36,000円	△ 24,000円	8,400円
	年税額の上昇割合 （現行との比較）	7.78%	△ 22.93%	△ 10.37%	3.28%
	備 考		下段収入は現行2割軽減	下段収入は現行軽減なし	軽減なしの収入下限は、284万円から288万円へ引上げ

	No.2	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
		2-1	2-2	2-3	2-4
夫43歳 妻41歳 子10歳 子7歳	世帯収入（下段は税改後の軽減上限目安）	夫給与 98万円以下	夫給与 227万円 夫給与 230万円	夫給与 353万円 夫給与 358万円	夫給与 500万円
	年税額（現行）	53,500円	189,900円 256,400円	326,000円 378,500円	471,100円
	年税額（改定後）	57,600円	196,600円	336,700円	484,500円
	年税額の上昇額	4,100円	6,700円	10,700円	13,400円
	年税額の上昇割合	7.66%	3.53%	3.28%	2.84%
	年税額（税制改正後）	57,600円	198,800円	340,100円	484,500円
	年税額の上昇額 （現行との比較）	4,100円	△ 57,600円	△ 38,400円	13,400円
	年税額の上昇割合 （現行との比較）	7.66%	△ 22.46%	△ 10.15%	2.84%
	備 考		下段収入は現行2割軽減	下段収入は現行軽減なし	軽減なしの収入下限は、354万円から359万円へ引上げ

	No.3	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
		3-1	3-2	3-3	3-4
单身 33歳	世帯収入（下段は税改後の軽減上限目安）	給与 98万円以下	給与 125万円 給与 125.5万円	給与 147万円 給与 148万円	給与 300万円
	年税額（現行）	12,400円	40,800円 52,400円	69,700円 77,200円	160,000円
	年税額（改定後）	12,000円	40,000円	68,400円	158,400円
	年税額の上昇額	△ 400円	△ 800円	△ 1,300円	△ 1,600円
	年税額の上昇割合	△ 3.23%	△ 1.96%	△ 1.87%	△ 0.01%
	年税額（税制改正後）	12,000円	40,400円	69,200円	158,400円
	年税額の上昇額 （現行との比較）	△ 400円	△ 12,000円	△ 8,000円	△ 1,600円
	年税額の上昇割合 （現行との比較）	△ 3.23%	△ 22.90%	△ 10.36%	△ 1.00%
	備 考		下段収入は現行2割軽減	下段収入は現行軽減なし	軽減なしの収入下限は、148万円から149万円へ引上げ

	No.4	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
		4-1	4-2	4-3	4-4
单身 43歳	世帯収入（下段は税改後の軽減上限目安）	給与 98万円以下	給与 125万円 給与 125.5万円	給与 147万円 給与 148万円	給与350万円
	年税額（現行）	17,200円	53,900円 70,400円	91,800円 102,700円	238,900円
	年税額（改定後）	16,800円	53,100円	90,500円	237,300円
	年税額の上昇額	△ 400円	△ 800円	△ 1,300円	△ 1,600円
	年税額の上昇割合	△ 2.33%	△ 1.48%	△ 1.42%	△ 0.67%
	年税額（税制改正後）	16,800円	53,600円	91,500円	237,300円
	年税額の上昇額 （現行との比較）	△ 400円	△ 16,800円	△ 11,200円	△ 1,600円
	年税額の上昇割合 （現行との比較）	△ 2.33%	△ 23.86%	△ 10.91%	△ 0.67%
	備 考		下段収入は現行2割軽減	下段収入は現行軽減なし	軽減なしの収入下限は、148万円から149万円へ引上げ

	No.5	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
		5-1	5-2	5-3	5-4
单身 68歳	世帯収入（下段は税改後の軽減上限目安）	公的年金 168万円	公的年金 195万円 公的年金 195.5万円	公的年金 217万円 公的年金 218万円	公的年金 300万円
	年税額（現行）	23,600円	52,000円 63,500円	80,800円 88,300円	151,000円
	年税額（改定後）	23,100円	51,200円	79,600円	149,400円
	年税額の上昇額	△ 500円	△ 800円	△ 1,200円	△ 1,600円
	年税額の上昇割合	△ 2.12%	△ 1.54%	△ 1.49%	△ 1.06%
	年税額（税制改正後）	23,100円	51,500円	80,300円	149,400円
	年税額の上昇額 （現行との比較）	△ 500円	△ 12,000円	△ 8,000円	△ 1,600円
	年税額の上昇割合 （現行との比較）	△ 2.12%	△ 18.90%	△ 9.06%	△ 1.06%
	備 考		下段収入は現行2割軽減	下段収入は現行軽減なし	軽減なしの収入下限は、218万円から219万円へ引上げ

	No.6	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
		6-1	6-2	6-3	6-4
夫68歳 妻66歳	世帯収入（下段は税改後の軽減上限目安）	夫公的年金 168万円	夫公的年金 222万円 夫公的年金 223万円	夫公的年金 266万円 夫公的年金 268万円	夫公的年金 300万円
	年税額（現行）	34,100円	89,600円 116,100円	145,400円 165,600円	186,000円
	年税額（改定後）	35,100円	91,300円	148,100円	189,400円
	年税額の上昇額	1,000円	1,700円	2,700円	3,400円
	年税額の上昇割合	2.93%	1.90%	1.86%	1.83%
	年税額（税制改正後）	35,100円	92,100円	149,600円	189,400円
	年税額の上昇額 （現行との比較）	1,000円	△ 24,000円	△ 16,000円	3,400円
	年税額の上昇割合 （現行との比較）	2.93%	△ 20.67%	△ 9.66%	1.83%
	備 考	妻公的年金 100万円	妻公的年金 100万円 下段収入は現行2割軽減	妻公的年金 100万円 下段収入は現行軽減なし	妻公的年金 100万円 軽減なしの収入下限は267万円から269万円へ引上げ

※ 7割・5割・2割軽減世帯の世帯収入は、軽減が適用される上限に近い金額

※ 現行：医療分（所得割5.5% 均等割21,000円 平等割6,600円） 支援分（所得割1.95% 均等割14,000円）
介護分（所得割1.9% 均等割16,000円）

※ 年齢65歳以上である方の公的年金等に係る軽減基準所得については、当該所得から15万円を控除

8 平成30年度税制改正に伴う国民健康保険税収入への影響額等について

【1】国民健康保険税賦課限度額改定

(1) 改定内容

平成30年度税制改正による賦課限度額

	医療分	支援金分	介護分	合計
現行限度額 ①	54万円	19万円	16万円	89万円
改定限度額 ②	58万円	19万円	16万円	93万円
差額 ② - ①	4万円増	0円	0円	4万円増

(2) 国民健康保険税収入への影響額

賦課限度額の引上げに伴う影響額 (調定ベース)

	賦課限度額超過額 改定前 (B)	賦課限度額超過額 改定後 (C)	影響額 (C)-(B)	増減割合
医療分	310,194千円	299,303千円	△10,891千円	△3.51%
支援金分	114,175千円	114,175千円	0円	0%
介護分	72,236千円	72,236千円	0円	0%
合計	496,605千円	485,714千円	△10,891千円	△2.19%

(収入ベース影響額 10,374千円増)

※「4 小金井市国民健康保険税改定内容(案)総括表」のデータを使用

※収入ベース影響額=10,891千円(調定ベース影響額)×95.25%(医療分及び支援金分の収入率)

(3) 国民健康保険税賦課限度額に到達する世帯の推計

	医療分 全体 16,293 世帯	支援金分 全体 16,293 世帯	介護分 全体 6,997 世帯
現行限度額に 到達する世帯数	350 世帯 (2.15%)	407 世帯 (2.50%)	253 世帯 (3.62%)
改定限度額に 到達する世帯数	303 世帯 (1.86%) ※改定により 4 万円増額	407 世帯 (2.50%)	253 世帯 (3.62%)
差引世帯数	47 世帯 ※改定により 100 円以上 4 万円未満増額	0 世帯	0 世帯

【2】国民健康保険税軽減判定基準額改定

(1) 改定内容

平成30年度税制改正による軽減判定に係る世帯の所得基準額

	改正前	改正後 (予定)
7割軽減	33万円	改正なし
5割軽減	33万円 + (27万円×被保険者数)	33万円 + (27万5千円×被保険者数)
2割軽減	33万円 + (49万円×被保険者数)	33万円 + (50万円×被保険者数)

(2) 国民健康保険税収入への影響額

軽減判定改定に伴う影響額 (調定ベース)

	低所得者軽減額 改定前 (B)	低所得者軽減額 改定後 (C)	影響額 (C)-(B)	増減割合
医療分	128,179千円	129,683千円	1,504千円	1.17%
支援金分	68,895千円	69,716千円	821千円	1.19%
介護分	24,456千円	24,839千円	383千円	1.57%
合計	221,530千円	224,238千円	2,708千円	1.22%

(収入ベース影響額 2,577千円減)

※「4 小金井市国民健康保険税改定内容 (案) 総括表」のデータを使用

※収入ベース影響額：{1,504千円+821千円 (調定ベース影響額) ×95.25% (医療分・支援金分の収入率) }
+{383千円×94.60% (介護分の収入率) }=2,577千円

(3) 国民健康保険税軽減の対象となる世帯の推計

	軽減割合	医療分・支援金分 (全体 16,293世帯)	介護分 (全体 6,997世帯)
改定前世帯数	7割軽減	4,233世帯 (25.98%)	1,430世帯 (20.44%)
	5割軽減	1,309世帯 (8.03%)	573世帯 (8.19%)
	2割軽減	1,348世帯 (8.27%)	503世帯 (7.19%)
	全体	6,890世帯 (42.29%)	2,506世帯 (35.82%)
改定後世帯数	7割軽減	4,233世帯 (25.98%)	1,430世帯 (20.44%)
	5割軽減	1,346世帯 (8.26%)	589世帯 (8.42%)
	2割軽減	1,362世帯 (8.36%)	504世帯 (7.20%)
	全体	6,941世帯 (42.60%)	2,523世帯 (36.06%)
差引世帯数	7割軽減	0世帯 (0.00%)	0世帯 (0.00%)
	5割軽減	37世帯 (0.23%)	16世帯 (0.23%)
	2割軽減	14世帯 (0.09%)	1世帯 (0.01%)
	全体	51世帯 (0.31%)	17世帯 (0.24%)

9 世帯モデル別国民健康保険税賦課限度額に到達するまでの目安

①単身世帯 50歳代

単位：円

給与収入	現行限度額				改定限度額				差額
	医療分	支援金分	介護分	合計	医療分	支援金分	介護分	合計	
11,900,000	540,000	190,000	160,000	890,000	541,300	190,000	160,000	891,300	1,300
12,660,000	540,000	190,000	160,000	890,000	580,000	190,000	160,000	930,000	40,000

②夫婦30歳代 子1人

単位：円

給与収入	現行限度額				改定限度額				差額
	医療分	支援金分	介護分	合計	医療分	支援金分	介護分	合計	
11,000,000	540,000	190,000	—	730,000	543,800	190,000	—	733,800	3,800
11,700,000	540,000	190,000	—	730,000	580,000	190,000	—	770,000	40,000

③夫婦40歳代 子2人

単位：円

給与収入	現行限度額				改定限度額				差額
	医療分	支援金分	介護分	合計	医療分	支援金分	介護分	合計	
10,500,000	540,000	190,000	160,000	890,000	542,300	190,000	160,000	892,300	2,300
11,200,000	540,000	190,000	160,000	890,000	580,000	190,000	160,000	930,000	40,000

※ 給与収入額（10万円単位）は、賦課限度額に到達する下限値である。

※ 表頭の区分は次のとおりである。

「現行限度額」は、平成30年度改定後の税率及び現行（改定前）の賦課限度額のベースによる試算
 「改定限度額」は、平成30年度改定後の税率及び改定後の賦課限度額のベースによる試算

10 小金井市国民健康保険税税率改定状況

年 度	医療分					支援分			介護分			備考(法定限度額)
	応能割		応益割		限度額	応能割 所得割	応益割 均等割	限度額	応能割 所得割	応益割 均等割	限度額	
	所得割	資産割	均等割	平等割								
51	3.0%	14.5%	1,200円	1,980円	12万円							医療分:15万円
52												医療分:17万円
53												医療分:19万円
54	3.1%	20.5%	1,500円	2,400円	18万円							医療分:22万円
55	3.8%	23.7%	2,040円	3,000円	21万円							医療分:24万円
56	4.0%	25.0%	3,000円	5,040円	23万円							医療分:26万円
57												医療分:27万円
58												医療分:28万円
59												医療分:35万円
60												
61			4,800円		31万円							医療分:37万円
62												医療分:39万円
63					34万円							医療分:40万円
平成元年度												医療分:42万円
2												
3												
4			7,200円		38万円							医療分:44万円
5												医療分:46万円
6	4.4%	20.0%	10,200円	6,000円	44万円							医療分:50万円
7												
8			10,800円		46万円							医療分:52万円
9												
10					50万円							医療分:53万円
11												
12	4.5%	18.0%	13,200円	6,600円	52万円							
13									0.7%	5,900円	7万円	介護分:7万円
14									0.92%			
15												
16	4.9%	16.0%	15,800円		53万円				0.96%	7,000円	8万円	介護分:8万円
17												
18	5.17%	15.0%	20,000円						1.1%	10,300円		介護分:9万円
19												
20	3.51%		7,000円		41万円	1.66%	13,000円	12万円				医療分:56万円
21												医療分:47万円 支援分:12万円
22												介護分:10万円
23					46万円			13万円				医療分:50万円 支援分:13万円
24	4.5%		17,000円		50万円						10万円	医療分:51万円 支援分:14万円 介護分:12万円
25					51万円							
26	4.8%	7.5%	21,000円					14万円			12万円	
27	5.5%	0.0%			52万円	1.95%	14,000円	16万円	1.9%	16,000円	14万円	支援分:16万円 介護分:14万円
28					54万円			17万円			16万円	医療分:52万円 支援分:17万円 介護分:16万円
29								19万円				医療分:54万円 支援分:19万円
30(案)			26,000円	0円	58万円							医療分:58万円

※ 改定があった年度のみ、該当欄に数値を記載



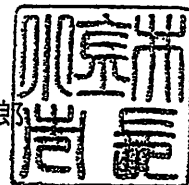
小市保発第347号

平成29年11月30日

小金井市国民健康保険運営協議会長 様

小金井市長

西岡 真一郎



小金井市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）

国民健康保険の円滑な財政運営を確保する必要があるため、小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年規則第6号）第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

記

【諮問事項】

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について

○ 改正内容

1 医療分

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る均等割額について、21,000円を26,000円に改正する。
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る平等割額を廃止する。

この改正は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。



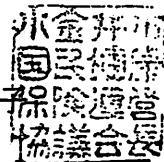
小国運協発第5号
平成29年12月27日

小金井市長

西岡 真一郎 様

小金井市国民健康保険運営協議会

会長 遠藤 百合子



小金井市国民健康保険税条例の一部改正について（答申）

平成29年11月30日付け小市保発第347号をもって諮問のありました標記の件につきましては慎重に協議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

小金井市国民健康保険税条例の一部改正については、諮問のとおり認めますが、「賦課方式の変更及び均等割額の増額は被保険者数の多い世帯の負担を増やすこととなり、滞納世帯を増やすことにもつながりかねない。そのため、平成30年度においては、公費による財政支援の動向等を注視し、現行の賦課方式及び税率とすべきである」という反対意見がありました。同時に、賛成反対の立場にかかわらず以下の意見があったことを申し添えます。

- 1 特定健康診査等の保健事業の利用促進により、医療費削減の努力をすること。
- 2 国・都に対して公費による財政支援の拡充を要望すること。



小金井市国民健康保険税条例の一部改正について（答申）に係る意見について

平成29年12月27日付け小国運協第5号「小金井市国民健康保険税条例の一部改正について（答申）」につきましては、下記のとおり協議会において交わされた具体的な意見を付すことといたします。

記

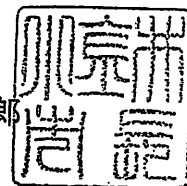
- 1 諮問案では、多子世帯等の多人数世帯にとって非常に大きな負担となるのではないかと思う。平等割を残し、一般会計からの繰入金を若干増やせば（賦課方式を変えなくても）十分可能である。
- 2 被保険者の生活を含めて検討し、もう少し市民の生活実態含めて考えながら諮問案を出していただきたい。
- 3 今すぐ3方式を変えずに、平成30年度はそのまま残していただきたい。現行のままで様子を見てもいいのではないか。
- 4 3方式を残しておいて、再来年度改めて2方式にするという方法もあるのではないかと思う。均等割が5千円上がると大変だという感じがするので、何らかは是正ができないか。
- 5 多子世帯の均等割について、軽減するなど配慮していただきたい。
- 6 保険税の値上げは、滞納者の増加につながりかねず、一般会計繰入や多子世帯等への軽減制度の拡大などにより保険税を上げないことを考えていただきたい。
- 7 衡平性への配慮及び将来を展望した改正案の策定（議論）をお願いしたい。
- 8 賦課方式を3方式から2方式へ変更することで、この先スムーズになると考える。
- 9 健康維持増進の推進により、医療費増加抑制、国民健康保険税増加抑制を図るべきではないか。
- 10 保険税の値上げは、医療保険制度の恩恵を受けるためには致し方ない部分がある。保険税の上げ方をどうしていくかを考えるべきである。
- 11 一般会計からの法定外繰入は、極力早期削減・解消を図るべきである。全市民を対象とする施策の財源として使われるべきものである。



小市保発第404号
平成30年1月11日

小金井市国民健康保険運営協議会長 様

小金井市長
西岡 真一郎



小金井市国民健康保険税条例の一部改正について (諮問)

国民健康保険の円滑な財政運営を確保するため、小金井市国民健康保険税条例(平成20年条例第28号)の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則(昭和34年規則第6号)第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

記

【諮問事項】

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について

○ 改正内容

- 1 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額(医療分)の課税限度額について、54万円を58万円に改定する。

この改正は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。



小国運協発第6号
平成30年1月11日

小金井市長
西岡 真一郎 様

小金井市国民健康保険運営協議会
会長 遠藤 百合子



小金井市国民健康保険税条例の一部改正について（答申）

平成30年1月11日付け小市保発第404号をもって諮問のありました標記の件につきましては、慎重に協議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

小金井市国民健康保険税条例の一部改正については、諮問のとおり認めます。

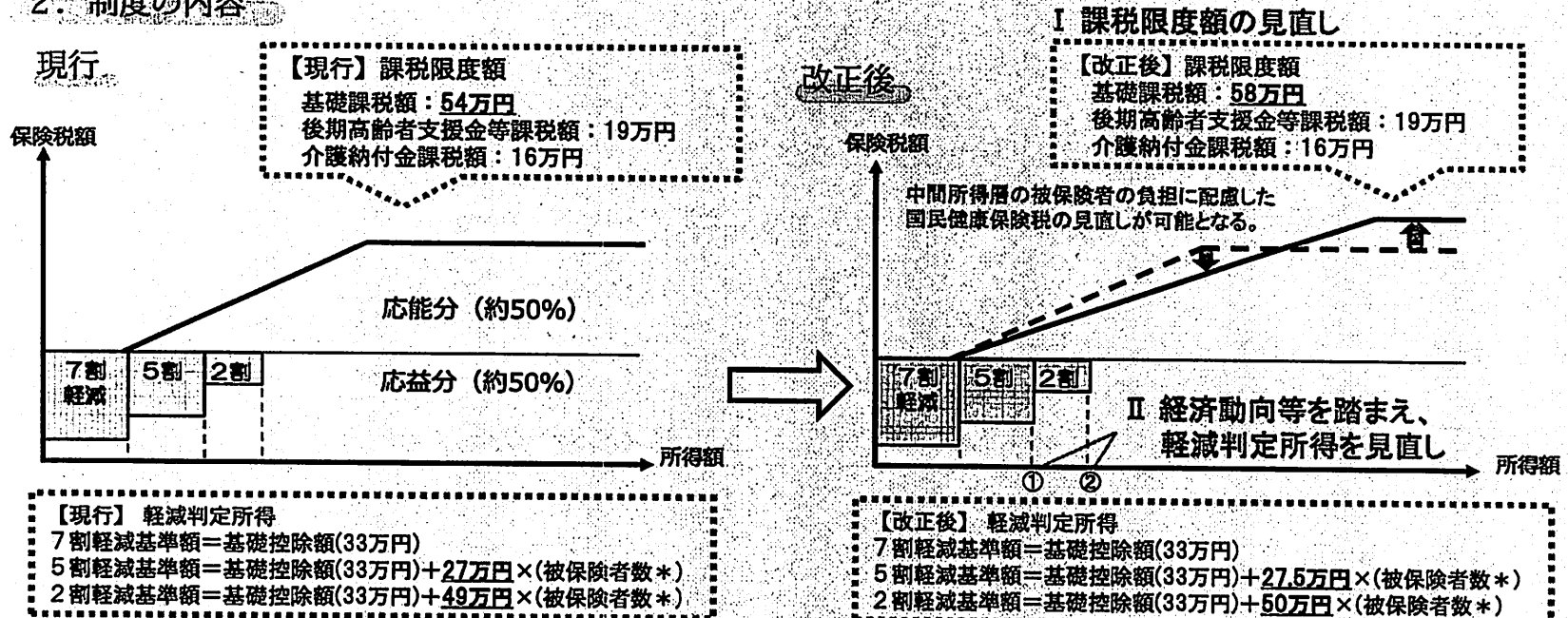
1.3 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円（現行：54万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27.5万円（現行：27万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を50万円（現行：49万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

14 データヘルス事業の概要

(単位:千円)

項目	歳出	概要	備考	
糖尿病性腎症重症化予防指導委託料	3,204	糖尿病は、重症化により医療費が高額になるだけでなく、健康な日常生活を続けることが困難になる。自覚症状がほとんど無いことから、早期治療及び生活習慣の改善により、腎不全を含む重い合併症の発症を阻止・遅延させる必要がある。 よって、特定健診データから抽出した慢性腎不全(透析)に移行するリスクが高い被保険者を対象に、重症化予防指導の利用勧奨を行い、利用希望者に対し、専門家による保健指導を実施する。	予定対象者数 130人 予定保健指導利用人数 30人	
データヘルス事業委託料(小計)	13,494	特定健康診査・レセプト情報等により、医療費及び被保険者の健康状況を把握し、保健事業の効果が高い集団の抽出と、保健事業の実施・評価分析を行う。		
内訳	医療費分析	4,838	特定健康診査・レセプト情報のデータ化処理費用 保健事業効果分析 医療費現状分析 糖尿病重症化予防事業効果分析 ※以下の事業実施には、ここで処理したデータが必要となる。	
	後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知	4,189	被保険者に後発医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減について周知するため、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額について通知し、後発医薬品の利用促進に取り組む。	毎月送付 ※同じ対象者への通知は4か月以上間隔をあける。 予定通知件数 19,200通
	医療機関受診勧奨通知	972	特定健診結果において、受診勧奨判定値を超えているにもかかわらず医療機関を受診していない者について、医療機関受診勧奨通知を送付し、早期治療による疾病予防を図る。	年1回送付 予定通知件数 200件
	健診未受診者受診勧奨通知	2,523	若い世代に向けた、分かりやすい受診勧奨を行う。また、自身の健康に興味を持てるよう、個々の健康年齢を算出し、健康年齢通知を行う。	年2回送付 受診勧奨通知件数 3,000件 健康年齢通知件数 3,000件
	治療中断者受診勧奨通知	702	生活習慣病の治療を行っていたにもかかわらず、現在治療を中断している者に対し、医療機関への受診を促し、重症化の予防を図る。	年1回送付 予定通知件数 200件(上限)
	その他運営費	270	データの送付、通知文レイアウト調整等	
計	16,698			

1 5 国民健康保険事業運営基金現在高

(単位：円)

年 度	前年度末 現在高(見込)	年 度 中 増 減 (見込)				取 崩	当年度末 現在高(見込)
		積 立					
		元 金	利 子	計			
30	87,765,659	0	11,697	11,697	5,000,000	82,777,356	